

# 横浜高等教育専門学校

## 指定教員養成機関の概要

○指定を受けている学科等の概要

機関名		横浜高等教育専門学校		設置者名		学校法人 大谷学園			
学科等の名称等		認定を受けている免許状の種類・指定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)					
学科等	入学定員	免許状の種類	指定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数		
					実数	個別			
児童科初等課程	50人	小二種免	昭和49年3月9日	36人	36人	36人	22人		
		幼二種免	昭和39年2月24日			20人			
児童科保育課程	50人	幼二種免	昭和39年2月24日	37人	37人	37人	9人		
養護科	50人	養教二種免	昭和44年12月15日	32人	32人	32人	12人		
入学定員合計		150人	合計	105人	105人	125人	43人		
備考	・「学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

## 指定教員養成機関に対する講評

実地視察日：平成24年6月4日（月）

実地視察大学：横浜高等教育専門学校

実地視察委員：横須賀薫委員、藤井基貴委員

### 【全般的事項】

- 指定教員養成機関は、へき地等の教員需要に鑑み、例外的に専修学校等を教員養成機関として指定した歴史があるが、現在では、一度大学を卒業した者が、卒業後に教員免許状を取得するために入学するなどの新たな需要もあることが確認された。
- 全ての者が、教員免許状を取得することを目的に入学しているため、教員免許状取得率は100%であり、かつ、教員採用に向けた丁寧な就職指導が行われている。
- 一方、専任教員の配置など教職課程認定基準上の改善点が複数見受けられる。
- また、教員就職者数も多く、教員養成の需要には応えている一方で、教員養成の理念に基づいた教職指導体制が整備されているとは認められない。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 「生徒の免許取得の需要に応じる」、「早く免許が取得できる」ということだけでなく、横浜高等教育専門学校としての理念を掲げ、その理念に応じた教育課程、教員組織、指導体制等を整備していくこと。
- 現在、教職課程改革等を担っている教員養成機関指定申請委員会を発展・充実させ、恒常的な指導体制、教育課程の検討体制の整備に努めること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 現在の必修科目・単位数の多さ、クラス担任制については、専修学校独自の運営体制と見受けられるが、全体としては、教員免許状取得者数が教員需要数を上回っている現在において、引き続き指定教員養成機関として教員養成を担う以上、リベラルアーツ科目や選択科目を設ける等、教育課程の見直しを検討すること。
- 理論と実践を融合した教育課程の運営が望まれるが、現状は実践中心の教育課程となっていることから、指導大学と連携をしつつ、学校現場において専門的に教授できる力を得られる教育課程の内容となるよう、教科に関する科目及び教職に関する科目の各授業科目の内容を工夫するとともに、適切な教員配置に努めること。

### 3. 教育実習の取組状況

○幼稚園教員の免許状取得にあたっての教育実習については実習提携園を確保し、小学校教員の免許状取得にあたっての教育実習については、横浜市小学校長会との連携により地元公立学校における十分な実習先が確保されている。また、養護教諭の免許状取得にあたっての教育実習については、母校実習が多いが、横浜市公立小学校長会又は東京都教育委員会と連携をし、地元公立学校での実習機会の確保にも努めている。

また、実習期間中も担当指導教員が訪問指導をするなど、丁寧な実習指導に努めている。

○引き続き、教育実習の指導体制の充実に努めること。

### 4. 生徒への教職指導の取組状況及び体制

○地元教育委員会の担当者を招き、教員採用に関する動向について講演をしてもらうなど、就職指導については丁寧に行っている。

○教職指導は、就職指導のみならず、教職課程の全期間を通じて、教員養成機関が生徒に対して継続的・計画的に行う指導・助言・援助の総体であることを踏まえ、履修指導についても、現場で専門的に教授できる力が得られるよう、教育課程の内容及び指導内容の改善を図るよう努めること。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○学校現場体験やボランティア活動など、教育委員会との連携のもと良好に実施されている。

### 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○図書館に置かれている図書については、教科書及び学習指導要領は置かれているが、その他の図書の多くは古く、かつ最新の教職関係に関する図書・雑誌類がほとんど置かれていない。また、貸借・管理体制を十分に整備する必要がある。このため、例えば、指導大学から図書を借りることができるような取組の工夫など、図書館運営の一層の充実を図ること。

○パソコン・電子黒板など学習指導要領に求められる情報機器の充実した整備・管理体制が望まれる。

## 7. 指導大学（横浜国立大学）の指導状況

○これまで、実質的に、指導校である横浜国立大学による指導と承認のもとに運営されてこなかった。指定教員養成機関制度は、大学（短期大学を含む。）における教員養成の原則の例外的制度であるが、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認があって初めて制度として成り立つ（教育職員免許法施行規則第27条第2項）ことを踏まえ、今後は、教育課程、教員組織、施設・設備等のあり方について、横浜国立大学と緊密に連携をしながら運営を図ること。

## 8. その他特記事項

○全ての学科の課程において教員養成機関指定基準に定める専任教員基準を満たしていないことから、指導大学である横浜国立大学と連携の上、早期に専任教員基準を満たすよう改善を図り、文部科学省に報告をすること。

○常勤の教員ではなく、かつ、日常の教職指導等を担当していない教員を教職課程基準上の専任教員として算入しているが、教職課程上の専任教員は、給与上の扱いだけでなく、教育課程の編成、生徒の成績評価、履修指導体制の方針等、当該教職課程を中心となって担い得る者が想定されていることから、現在、配置されている専任教員の役割のあり方についても検討・改善を図るようにすること。